新

(情報の提供方法)

第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める ものは、次に掲げるものをいう。

(削る)

(1)~(3) (略)

(口座振替等の処理順位)

- 第63条 機構は、同一銘柄について第41条第1項 各号、第48条第1項、第52条第1項、第53条の 3第1項及び第2項並びに第53条の4第1項及び 第2項に規定する振替請求、第55条に規定する交 付請求、第62条の4第2項に規定する指定請求、 第62条の5第1項に規定する解除請求、第62条 の8第2項に規定する設定請求並びに同条第4項 に規定する設定解除請求を受けた場合は、次に定 めるところにより、振替等の処理をする。
 - (1) 業務開始時における一の営業日を振替日とする前日請求分及び先日付請求分並びに業務開始後における前日請求分及び先日付請求分の振替未了分、当該営業日を交付日とする前日請求分及び業務開始後におけるその交付未了分並びに当該営業日を指定日、指定解除日、保留設定日又は設定解除日とする前日請求分及び業務開始後における前日請求分の指定未了分については別表2に定める処理順位で、同一の処理種別内で複数の請求が競合する場合は機構が受け付けた順位で、その受付けの順位が明確でないときは次に定める順位でそれぞれ処理をする。

イ (略)

- ロ 統合Web端末からの入力により受理したデータ
- (2) (略)
- 2・3 (略)

旧

(情報の提供方法)

- 第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める ものは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 参加者の事務所又は機構が認めた場所に機構 が設置する参加者用の専用端末装置(以下「参 加者端末」という。)からの入出力

(2)~(4) (略)

(口座振替等の処理順位)

- 第63条 機構は、同一銘柄について第41条第1項 各号、第48条第1項、第52条第1項、第53条の 3第1項及び第2項並びに第53条の4第1項及び 第2項に規定する振替請求、第55条に規定する交 付請求、第62条の4第2項に規定する指定請求、 第62条の5第1項に規定する解除請求、第62条 の8第2項に規定する設定請求並びに同条第4項 に規定する設定解除請求を受けた場合は、次に定 めるところにより、振替等の処理をする。
 - (1) 業務開始時における一の営業日を振替日とする前日請求分及び先日付請求分並びに業務開始後における前日請求分及び先日付請求分の振替未了分、当該営業日を交付日とする前日請求分及び業務開始後におけるその交付未了分並びに当該営業日を指定日、指定解除日、保留設定日又は設定解除日とする前日請求分及び業務開始後における前日請求分の指定未了分については別表2に定める処理順位で、同一の処理種別内で複数の請求が競合する場合は機構が受け付けた順位で、その受付けの順位が明確でないときは次に定める順位でそれぞれ処理をする。

イ (略)

- ロ 参加者端末又は統合Web端末からの入力により受理したデータ
- (2) (略)
- 2・3 (略)

<u>統合W e b 端末等</u>によるデータの授受

株券

(削る)

参加者端末等によるデータの授受

株券

1.参加者端末からの入出力によるデータの授受

区分	データの種別	<u>時間</u>	<u>備 考</u>
<u>1</u>)	前日振替請求	振替日の前営 業日の午前 9 時から午後 4 時まで	
<u>加</u>	<u>当日振替請求</u>	振替日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	
<u>者</u> か	当日振替請求 (市場取引)	振替日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	
<u>'5</u>	前日交付請求	<u>交付日の前営</u> 業日の午前 9 時から午後 4	東京事務所以 外の事務所から 交付を受けるも
<u>の</u> 入		<u>時まで</u>	<u>のについては、交</u> 付日の前営業日 の正午までとす る。
<u>カ</u> <u>デ</u>	交付未了訂正 申告	<u>交付日の午前</u> 9 時から午後 3 時 30 分まで	交付未了分の 取消しに限る。
<u>タ</u>	振替一時停止 申告 (日本証券ク リアリングの 決済に係る振 替)	振替日の前営 業日の午前 9 時から午後 4 時まで	
	一時停止申 告・同解除申 告(交付・振 替未了分)	<u>交付日又は振替日の午前9</u> 時から午後3 時30分まで	日本証券クリアリングの決済に係る振替の一時停止を解除する場合は、機構が定める時刻までとする。
	前日質権口座 振替・交付請 求	振替日の前営 業日の午前 9 時から午後 4 時まで 交付日の前営 業日の午前 9 時から正午ま で	<u>東京事務所から交付を受ける</u> ものについては、 午後 4 時までと する。
	当日質権口座 振替請求 前日信託財産 表示・同抹消 請求	振替日の午前 9 時から午後 3時30分まで 表示日又は抹 消日の前営業 日の午前9時 から午後4時 まで	<i>y</i> v ₀

当日信託財産 表示日又は抹 表示・同抹消 <u>消日の午前 9</u> 請求 時から午後3 時 30 分まで 新預託株数申 株券提出期日 の午前9時か ら午後4時ま 担保訂正申告 権利確定日等 の翌営業日か ら起算して 2 営業日目の午 前9時から午 後 4 時まで 毎営業日の午 DVP振替請 振替済通知 2) 前7時から業 求に係る口座振 参 替を除く。 加 務終了時まで 振替のつど <u>者</u> <u>^</u> 交付・振替不 毎営業日の午 <u>ග</u> 能一覧 後3時30分以 出 <u>後1回</u> <u>力</u> 参加者別口座 毎営業日の午 ヹ <u>残高(当日処</u> <u>後3時30分以</u> \perp 理銘柄) 後1回

1.~3. (略)

新株予約権付社債券

前 の規定(第1項から<u>第3項</u>までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告、実質株主報告データ、担保差入・受入データ、担保訂正申告、実質株主報告報告株数対象残高通知、実質株主関係データ提出日程通知及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用するほか、ファイル伝送によるデータの授受については次に定めるところによるものとする。

区分	データの種別	時間	備	考		
(略)						

· (略)

受益証券

の規定(第1項から<u>第3項</u>までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用する。この場合において、同中「実質株主報告データ」とあるのは「受益者登録データ」と、「権利確定日等」とあるのは「信託の計算期間

2.~4. (略)

新株予約権付社債券

前 の規定(第1項から<u>第4項</u>までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告、実質株主報告データ、担保差入・受入データ、担保訂正申告、実質株主報告株数対象残高通知、実質株主関係データ提出日程通知及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用するほか、ファイル伝送によるデータの授受については次に定めるところによるものとする。

区分	データの種別	時間	備	考			
(略)							

· (略)

受益証券

の規定(第1項から<u>第4項</u>までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用する。この場合において、同中「実質株主報告データ」とあるのは「受益者登録データ」と、「権利確定日等」とあるのは「信託の計算期間

終了日」と、「実質株主報告株数対象残高通知」とあるのは「受益者提出口数対象残高通知」と、「実質株主関係データ提出日程通知」とあるのは「受益者関係データ提出日程通知」と読み替えるものとする。

終了日」と、「実質株主報告株数対象残高通知」とあるのは「受益者提出口数対象残高通知」と、「実質株主関係データ提出日程通知」とあるのは「受益者関係データ提出日程通知」と読み替えるものとする。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。